

聖籠町国民健康保険規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月30日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町規則第15号

聖籠町国民健康保険規則の全部を改正する規則

聖籠町国民健康保険規則（平成23年聖籠町規則第13号）の全部を改正する。

（出産育児一時金）

第1条 聖籠町国民健康保険条例（昭和34年聖籠町条例第10号）第5条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、1万6,000円を加算する。

（傷病手当金）

第2条 聖籠町国民健康保険条例附則に規定する傷病手当金の規則で定める日は、令和2年9月30日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。